

仲裁判断に対する不服申立てについての検討項目案

仲裁判断の取消裁判の制度について

1 仲裁判断の取消原因について

仲裁判断の拘束力の根拠は、仲裁契約に基づき仲裁廷が適法な仲裁手続を経て判断を下すという点に求められる。そこで、仲裁契約が無効であり、あるいは仲裁手続や仲裁判断の内容が法秩序に反するなど基本的欠陥が存する場合に、当事者の申立てを要件としつつ仲裁判断を取り消す裁判の制度を設ける必要があると考えられる。

このような仲裁判断の取消原因について、どのように考えるか。また、仲裁判断の執行拒絶事由との関係については、どのように考えるか。

例えば、後記のとおり、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆるニューヨーク条約。昭和33年（1958年）採択。日本は、昭和36年（1961年）に加入書寄託 昭和36年条約第10号）第5条は、外国仲裁判断の承認及び執行に関し、7つの拒否事由を定めているが、これに準じた事由を取消原因とすることはどうか。

【コメント】

仲裁判断の取消原因について規定するモデル法（模範法）第34条第(2)項は、ニューヨーク条約第5条に準じた事由を定め、第36条第(1)項は、執行の拒絶事由としてニューヨーク条約第5条と同様の事由を掲げている（取消原因としては、ニューヨーク条約第5条第1項(e)判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。が除かれている。）。

取消原因として考えられる主要なものは、モデル法（模範法）第34条第(2)項に定める事由でほぼ網羅されていると思われるが、このほか、民事裁判で証人

が虚偽の証言をした場合（民事訴訟法第338条第1項第7号参照）や仲裁判断の基礎となった判決等がその後の裁判等で変更された場合（同項第8号）などについて、どのように考えるかも問題となる。

また、執行拒絶事由との関係では、モデル法（模範法）を始めとして、取消原因とパラレルに規定する立法例が多いが、そのような考え方でよいかについても御確認いただきたい。

（参考）

・ ニューヨーク条約第5条

「1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者のその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその他の条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。」

・ モデル法（模範法）第34条第(2)項

「仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。

(a) （取消の）申立をした当事者が次の証明を提出した場合

(i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと。

(ii) （取消の）申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。

(iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内にはない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲

裁に付託された事項に関する判定が、付託されなかった事項に関する判定から分離されうる場合には、仲裁に付託されなかった事項に関する判定を含む判断の部分のみを取り消すことができる。

- (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。又はかかる合意がないときは、この法律に従っていなかったこと。但し当事者の合意がこの法律の規定のうち、当事者が排除することのできない規定に反している場合はこの限りでない。
- (b) 裁判所が次のことを認めた場合
 - (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。
 - (ii) 判断がこの国の公序に反すること。

2 仲裁判断取消しの裁判の種類等について

仲裁判断を取り消す裁判は、現行法上、訴えによるものとされる（公催仲裁法第801条以下）が、仲裁判断取消しの裁判の種類について、どのように考えるか（訴えによるものとすべきか、あるいは決定手続によるものとすべきか。）。

【コメント】

モデル法（模範法）第34条第(1)項は、仲裁判断の取消しは、裁判所が申立て（裁判所への不服申立て）に基づいて行うとしているが、裁判の種類には言及していない。

この点については、裁判を受ける権利の帰趨にも関わりうることから、判決手続によるべきであるとも考えられる（現行法上は、取消しの訴えによる 公催仲裁法第803条、804条参照）。他方、執行許否の裁判についても、現行法は訴えによるものとされている（公催仲裁法第802条）が、迅速性が求められることから、立法論として決定手続にすべきであるとする意見もある。これらの点を踏まえると、仲裁判断取消しの裁判の在り方については、執行許否の裁判とは別個のものであることは前提としつつ、関連させて考察する必要があるだろう。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第34条第(1)項
「仲裁判断に対する裁判所への不服申立ては、本条(2)項及び(3)項の規定に従う取消の申立てによってのみすることができる。」
- ・ ドイツ法第1059条及び韓国法第36条も、モデル法（模範法）第34条とほぼ同様の規定である。

(注) 執行許否の裁判の問題については、後に検討する予定である。

(注) 仲裁判断に対する不服申立てが仲裁判断取消しの裁判のみに限られるかも、また別個に検討する必要があるだろう。例えば、仲裁判断の不存在又は無効が観念されるか、観念されるとして、その確認を求める訴訟を提起することができるか等が問題になる。

3 裁判所の判断の態様（裁判所が仲裁判断に取消事由があると判断した場合の取扱い）について

仲裁判断取消しの裁判において、裁判所が、取消事由があると判断した場合に示すことのできる裁判の形式、内容等について、どのように考えるか。

例えば、本案についての判断としては、仲裁判断の取消しのみが認められるものとすべきか。あるいは、仲裁廷に対し仲裁手続再開の機会又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を与えるため、取消しの手続を停止する余地を認めること(後記モデル法(模範法)第34条第(4)項参照)はどうか。また、取消原因を除去させるため仲裁廷に事件を差し戻すことができるといった仕組み(後記ドイツ法第1059条第(4)項参照)を設けることが考えられるか。

【コメント】

後記のとおり、モデル法(模範法)第34条第(4)項は、一定の要件のもとに、仲裁廷に対し仲裁手続再開の機会又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を与えるため、裁判所が定める期間、取消しの手続を停止することができるとし、また、ドイツ法第1059条第(4)項は、当事者の申立てに基づく仲裁廷への差戻しを認めている。この点については、問題となる取消事由にもよる(例えば、仲裁合意が無効とされる場合には、新たな仲裁合意が調達されない限り、仲裁手続の再開等の措置は通常想定し難いであろう。)と解されるが、例えば、差戻しの措置に仲裁廷に対する羈束力を肯定することができるかといった点が問題となる一方、差戻しにより仲裁手続を再開することのメリットも想起され(例えば、従前の資料の利用等)、諸事情を勘案しつつ、取消原因をめぐる紛争を早期に収束させる規律を検討する必要があるだろう。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第34条第(4)項
「裁判所は、判断取消を求められたとき、適当でありかつ一方の当事者の申立があるときは、仲裁手続再開の機会、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を仲裁廷に与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止することができる。」
- ・ ドイツ法第1059条第(4)項
「仲裁判断の取消を求める申立てがなされたときは、裁判所は、適当と認める場合には、当事者の申立てに基づき、仲裁判断を取り消して、事件を仲裁裁判所に差し戻すことができる。」
- ・ イギリス法第68条第(3)項
「仲裁廷、仲裁手続又は仲裁判断に影響を及ぼす重大な反則が認められた場合には、裁判所は、
(a) その仲裁判断の全部又は一部を、仲裁廷による再審理のために差し戻す、
(b) その仲裁判断の全部あるいは一部を破棄する、もしくは
(c) その仲裁判断の全部または一部について無効を宣告することができる。
裁判所は、問題を仲裁廷の再審理のために差し戻すことが不相当であるということを確認しない限り、その仲裁判断の全部又は一部を破棄したり無効を宣告する権限を行使できない。」

4 取消しの裁判の申立期間について

取消しの裁判を申し立てることのできる期間について、規定を設けることはどうか。また、その期間の性格・効力についてどのように考えるか。

【コメント】

モデル法(模範法)第34条第(3)項は、取消しの裁判の申立期間を3か月と定めているが、その起算点については当事者が仲裁判断を受領した日とするのみであり、例外を設けていない。申立期間の計算の仕方について何らかの配慮等をすべきか否かも含めて御議論いただきたい。

例えば、モデル法(模範法)第34条第(3)項の規定を文字どおり理解すれば、取消事由が3か月経過後に発覚したような場合には救済が認められなくなるように解されるが、この点に疑問を呈する見解もあり(谷口安平「仲裁判断の取消し」

現代仲裁法の論点 363頁 有斐閣,平成10年),民事訴訟法第97条第1項に定めるような不変期間の追完の規定を設ける必要性やその当否を問題にする余地があるように思われる。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第34条第(3)項
「取消の申立は，申立をする当事者が判断を受領した日から，又は第33条に基づく申立をしたときは，仲裁廷がその申立を処置した日から3月を経過した後は，することができない。」
- ・ 民事訴訟法第97条第1項
「当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には，その事由が消滅した後1週間以内に限り，不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし，外国に在る当事者については，この期間は，2月とする。」

その他

仲裁判断に対する不服申立てについて，その他に論ずべき事項があるか。

（注）仲裁判断取消しの裁判を取り扱う裁判所の問題は，その他の管轄に関する問題と一括して検討する予定である。